

令和7年度運行管理者一般講習 eラーニング受講料助成金実施要綱

公益社団法人北海道トラック協会

（目 的）

第1条 公益社団法人北海道トラック協会（以下「北ト協」という。）に所属する会員事業者（以下「会員」という。）が、貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第2項及び第3項に規定されている講習の内、運行管理者一般講習（以下「講習」という。）を受講させる場合は助成対象講習実施機関（以下「指定実施機関」という。）と北ト協の協定により会員価格での受講が可能となっている。

指定実施機関において、従来の講習様式に加え、「eラーニング方式」での講習が開始されるが、受付システム等により会員価格での受講が不可能となる事案が見込まれることから、講習受講後に助成金を交付できるよう本制度を実施し、運行管理者の資質向上に寄与することを目的とする。

（助成対象）

第2条 申請時に北ト協会員である事業者を対象とし会費未納等が無いものとする。
ただし、年度途中に入会した会員については、入会日以降に受講したものを助成対象とする。

- 2 助成対象は、運行管理者一般講習（eラーニング方式）を実施している指定実施機関で受講した会員に限る。

（対象期間）

第3条 本助成は、運行管理者一般講習（eラーニング方式）を令和7年4月1日から令和8年3月19日までに受講を完了した会員を対象とする。

（助成額）

第4条 助成額は前条の期間における、運行管理者一般講習（eラーニング方式）の受講料費用のうち1,700円とする。

（助成金の請求）

第5条 会員は、助成金を請求する場合、以下の書類に必要事項を記入し、北ト協に提出しなければならない。

（1）北ト協で定めた様式

- （i）様式1「運行管理者一般講習 eラーニング受講料助成金交付申請書兼請求書」
- （ii）様式1の2「運行管理者一般講習 eラーニング受講料助成金交付申請内訳書」

（2）添付書類

以下の内容が確認できる書類を添付することとする。

- （i）受講を修了した証明書の写し
- （ii）会員によって支払いが分かる領収書等の写し

(請求期限)

第6条 請求期限は、令和7年4月1日から令和8年3月19日（北ト協必着）までとする。但し、予算枠に達した時点で終了とする。

(助成金の交付)

第7条 北ト協は、第6条に基づく助成金の請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

2 前項に係わり、助成金の交付を受けられなかった会員の不利益等に対する責任は、北ト協はこれを負わない。

(助成金の返還)

第8条 北ト協は、次のいずれかに該当するとき、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他北ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、北ト協が行う助成事業すべてに係わる請求は、原則として当分の間、これを受付又は交付決定を行わない。

(その他の必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、北ト協が別にこれを定める。

(附則) (令和6年10月17日)

第1条 本要綱は令和6年10月17日より施行する。

(附則) (令和7年3月24日)

第1条 本要綱は令和7年4月1日より施行する。